2　管轄裁判所

保護命令の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、次の地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

⑴　相手方である「配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手」の住所の所在地（法第11条第１項、第28条の２）。

⑵　日本国内に相手方の住所がないとき又は住所が知れないときは、その居所の所在地（法第11条第１項、第28条の２）。

⑶　申立人の住所又は居所の所在地（法第11条第２項第１号、第28条の２）。

⑷　保護命令の申立てに係る「配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」が行われた地（法第11条第２項第２号、第28条の２）。

⑸　被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令の申立てに係る事件については、被害者への接近禁止命令を発令する裁判所又は発令した裁判所（法第10条第２項から第４項まで、第28条の２）。

3　保護命令発令の要件

保護命令が発令される要件は、次のとおりである。

⑴　保護命令に共通の要件

申立人である被害者が配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいこと（法第10条第１項本文）。

また、申立人である被害者が生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては生活の本拠を共にする交際相手からの更なる身体に対する暴力（生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を受けた後に、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により、生活の本拠を共にする交際相手からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては生活の本拠を共にする交際相手から受ける身体に対する暴力（生活の本拠を共にする交際相手からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいこと（法第10条第１項本文、第28条の２）。

元配偶者や元交際相手に対する保護命令の発令の要件が「引き続き受ける身体に対する暴力」によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいこととされているのは、婚姻継続中や生活の本拠を共にする交際中の身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫との一体性が必要であることによるものと考えられる。

⑵　被害者への電話等禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

裁判所が⑴の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第10条第２項本文、第28条の２）。

⑶　被害者の同居の子への接近禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

ア　裁判所が⑴の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第10条第３項本文、第28条の２）。

イ　被害者がその成年に達しない子（以下単に「子」という。）と同居していること（法第10条第３項本文、第28条の２）。

ウ　被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること（法第10条第３項本文、第28条の２）。

なお、この必要性の認定は、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の客観的事情の存在により認められる必要がある。

エ　子が15歳以上であるときは、その同意があること（法第10条第３項ただし書、第28条の２）。

一定の判断能力を備えていると認められる15歳以上の子については、その意思を十分に尊重するために、その子の同意がある場合に限り、被害者の子への接近禁止命令を発することとされたものである。

⑷　被害者の親族等への接近禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

ア　裁判所が⑴の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第10条第４項本文、第28条の２）。

イ　被害者がその親族等被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と同居している者を除く。）に関して配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること（法第10条第４項本文、第28条の２）。

なお、「被害者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、被害者の身上、安全等を配慮する立場にある者をいい、職場の上司、支援センターや民間シェルターの職員のうち、被害者に対し現に継続的な保護・支援を行っている者等がこれに該当し得るものと考えられる。

また、上記の必要性の認定は、配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の客観的事情の存在により認められる必要がある。

ウ　親族等が被害者の15歳未満の子でないときは、申立てに当たり、その同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）があること（法第10条第５項、第28条の２）。

この命令の申立てに当たっては、当該親族等の意思又はその法定代理人の意思を十分に尊重するために、その親族等又はその法定代理人の同意を要するものとされたものである。被害者の子については、被害者の同居の子への接近禁止命令との均衡上、15歳以上の子についてはその子の同意が必要であるが、15歳未満の場合はその法定代理人の同意を要しないこととされている。

4　申立ての方法等

⑴　保護命令の申立ての方法

保護命令の申立ては、書面（申立書）でしなければならず、その記載事項は、配偶者暴力等に関する保護命令手続規則（平成13年最高裁判所規則第７号。以下単に「規則」という。）の定める形式的記載事項（第１条参照）のほか、次のとおりである（法第12条第１項、第28条の２）。なお、これらの事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処せられる（法第30条）。

ア　配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況。

イ　3⑴の要件があると認めるに足りる申立ての時における事情。

ウ　被害者の同居の子への接近禁止命令の申立てをする場合にあっては、被害者が同居している子に関して配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者）と面会することを余儀なくされることを防止するため被害者の同居の子への接近禁止命令を発令する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情。